

第 2 2 号議案

中野区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

使用料の額を改定する必要がある。

中野区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例

中野区立妙正寺川公園条例（昭和62年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表電柱の項中「1, 377円」を「1, 583円」に改め、同表標識の項中「816円」を「938円」に改め、同表水道管、下水道管又はガス管の項中「122円」を「140円」に、「306円」を「351円」に、「612円」を「703円」に改め、同表電線の項中「102円」を「117円」に、「122円」を「140円」に、「306円」を「351円」に、「612円」を「703円」に改め、同表変圧塔、マンホールの類の項中「1, 020円」を「1, 173円」に改め、同表郵便差出箱又は信書便差出箱の項中「408円」を「469円」に改め、同表公衆電話所の項中「1, 020円」を「1, 173円」に改め、同表地下の占用物件の項中「721円」を「865円」に、「306円」を「351円」に改め、同表高架の占用物件の項中「510円」を「586円」に改め、同表天体気象又は土地の観測施設の項中「823円」を「987円」に改め、同表写真撮影の項中「8, 160円」を「9, 360円」に、「1, 445円」を「1, 657円」に改め、同表ロケーションのための臨時的な占用の項中「12, 750円」を「14, 625円」に改め、同表その他の占用の項中「34円」を「39円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに使用又は占用の許可を受けている者のうち、当該使用又は占用の期間が1年以内のものに係る使用料の額については、なお従前の例による。